徳島県三好市池田町大利
日浦　六二番二　一号及び二号
三六番一　三号から五号まで
三二番一　六号
六九番　七号
七四番一　十五号
九八番二　八号及び九号
七二番　十号
五〇番　十四号
ヲニイシ　四番　十一号から十三号まで

○国土交通省告示第千百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀧長谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡大豊町西峰
字下タソデ　四七九一番三
四七八八番六

○国土交通省告示第千百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1350	「（仮称）はとバス港南一丁目市街地住宅の共同建替事業」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社はとバス 代表取締役社長 中村　靖 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 本部長　雄一	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	平成28年10月21日

四七八八番一　三号
四七八三番四地先水路敷　四号
四七八二番四　五号から七号まで

○国土交通省告示第千百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

池ヶ谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十六年国土交通省告示第九百三十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県東温市山之内
字池ヶ谷　乙一七二番　一号
乙一七〇番　四号及び五号
字本谷　乙一七九番　二号及び三号
字麓本谷　甲七六四番一　六号

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1372	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「天神赤坂プロジェクト」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社 福岡支社支社長 下西　佳典	福岡県福岡市博多区上牟田二丁目11番24号	平成28年10月21日
1374	時刻歴応答解析を用いて検証する「糀谷駅前地区第一種市街地再開発事業」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	糀谷駅前地区市街地再開発組合 理事長 藤田　建男	東京都大田区南蒲田三丁目12番10号	平成28年10月21日
1375	時刻歴応答解析を用いて検証する「糀谷駅前地区第一種市街地再開発事業第2街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	糀谷駅前地区市街地再開発組合 理事長 藤田　建男	東京都大田区南蒲田三丁目12番10号	平成28年10月21日

○東北地方整備局告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名

一般国道　四十五号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月九日

○中部地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二日　中部地方整備局長　塚原　浩一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊橋市東七根町字稲場一九二番五から同市東七根町字大山二二三番まで	前	二四・八〇～二四・八〇	六四・三五メートル
	後	二四・八〇～一五八・八〇	〇・三六〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所